

事務連絡  
令和3年1月8日

地方厚生(支)局医療課  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定  
保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」の一部改正について  
の一部訂正について

令和2年8月31日付け保医発0831第3号における「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」の一部改正についてにつきまして、別添1のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等へ周知願います。

また、令和2年8月31日付官報(号外第179号)に掲載された関係告示については、別添2のとおり、官報掲載事項の訂正が行われる予定ですので、予めお知らせいたします。

記

- ・「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料料(使用歯科材料料)の算定について」の一部改正について(令和2年8月31日付保医発0831第3号)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定  
 保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について  
 （令和 2 年 8 月 31 日保医発 0831 第 3 号）

（別紙 1）

材料料

M002 支台築造

（支台築造の保険医療材料料（1 歯につき））

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

イ 大白歯	65 点
ロ 小白歯・前歯	41 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

イ 大白歯	27 点
ロ 小白歯・前歯	15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

イ 大白歯	27 点
ロ 小白歯・前歯	15 点

(2) その他の場合

イ 大白歯	33 点
ロ 小白歯・前歯	21 点

（ファイバーポスト）

1 本につき	69 点
--------	------

M005 装着

1 歯冠修復物（1 個につき）

(1) 歯科用合着・接着材料

イ レジン系	
a 標準型	17 点
b 自動練和型	17 点
ロ グラスアイオノマー系	
a 標準型	10 点
b 自動練和型	12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 4 点

2 仮着（1 歯につき） 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合（1 歯につき）

(1) 歯科用合着・接着材料

イ レジン系	
a 標準型	17 点
b 自動練和型	17 点
ロ グラスアイオノマー系	
a 標準型	10 点

- b 自動練和型 12 点
- (2) 歯科用合着・接着材料 12 点
- (3) 歯科用合着・接着材料 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料

(1) 複合レジン系

- イ 単純なもの 11 点
- ロ 複雑なもの 29 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

- a 単純なもの 10 点
- b 複雑なもの 26 点

ロ 自動練和型

- a 単純なもの 9 点
- b 複雑なもの 23 点

2 歯科充填用材料

(1) 複合レジン系

- イ 単純なもの 4 点
- ロ 複雑なもの 11 点

(2) グラスアイオノマー系

イ 標準型

- a 単純なもの 4 点
- b 複雑なもの 10 点

ロ 自動練和型

- a 単純なもの 4 点
- b 複雑なもの 10 点

3 歯科充填用材料 2 点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

(1) インレー

- 複雑なもの ~~764701~~点

(2) 4分の3冠

~~954876~~点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

(1) 大臼歯

イ インレー

- a 単純なもの 294 点
- b 複雑なもの 545 点

ロ 5分の4冠 685 点

ハ 全部金属冠 862 点

(2) 小臼歯・前歯

イ インレー

- a 単純なもの 200 点
- b 複雑なもの 399 点

ロ 4分の3冠 492 点

八	5分の4冠	492点
二	全部金属冠	617点
4	銀合金	
(1)	大白歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	19点
b	複雑なもの	33点
ロ	5分の4冠	42点
八	全部金属冠	52点
(2)	小白歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	12点
b	複雑なもの	24点
ロ	4分の3冠(乳歯を除く。)	30点
八	5分の4冠(乳歯を除く。)	30点
二	全部金属冠	38点
5	純チタン2種	66点
M011	レジン前装金属冠(1歯につき)	
1	金銀パラジウム合金(金12%以上)を用いた場合	769点
2	銀合金を用いた場合	84点
M015	非金属歯冠修復(1歯につき)	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29点
(2)	複雑なもの	40点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183点
M015-2	CAD/CAM冠(1歯につき)	
1	CAD/CAM冠用材料( )	228点
2	CAD/CAM冠用材料( )	254点
3	CAD/CAM冠用材料( )	442点
4	CAD/CAM冠用材料( )	576点
	注 CAD/CAM冠用材料( )を小白歯に対して使用した場合は、CAD/CAM冠用材料( )により算定する。	
M016	乳歯冠(1歯につき)	
1	乳歯金属冠	30点
2	その他の場合	
	乳歯に対してジャケット冠を装着する場合	
	〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
	1歯につき	2点
M016-3	既製金属冠(1歯につき)	29点
M017	ポンティック(1歯につき)	
1	鑄造ポンティック	
(1)	金銀パラジウム合金(金12%以上)	
イ	大白歯	993点

□ 小臼歯	748 点
(2) 銀合金	
大白歯・小臼歯	42 点
2 レジン前装金属ボンティック	
(1) 金銀パラジウム合金（金 12%以上）を用いた場合	
イ 前歯	597 点
□ 小臼歯	748 点
ハ 大白歯	993 点
(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	54 点
□ 小臼歯	54 点
ハ 大白歯	54 点
M017-2 高強度硬質レジンプリッジ（1 装置につき）	1,629 点
M018 有床義歯	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
1 局部義歯（1 床につき）	
(1) 1 歯から 4 歯まで	2 点
(2) 5 歯から 8 歯まで	3 点
(3) 9 歯から 11 歯まで	5 点
(4) 12 歯から 14 歯まで	7 点
2 総義歯（1 顎につき）	10 点
M019 熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
熱可塑性樹脂有床義歯（1 床につき）	39 点
M020 鑄造鉤（1 個につき）	
1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<del>1,051,969</del> 点
□ 犬歯・小臼歯	<del>855,789</del> 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	<del>855,789</del> 点
□ 犬歯・小臼歯	<del>657,606</del> 点
ハ 前歯（切歯）	<del>506,466</del> 点
2 金銀パラジウム合金（金 12%以上）	
(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	794 点
□ 犬歯・小臼歯	621 点
(2) 二腕鉤（レストつき）	
イ 大白歯	545 点
□ 犬歯・小臼歯	474 点
ハ 前歯（切歯）	440 点
3 鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021 線鉤（1 個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	9 点
2 14 カラット金合金	

- (1) 双子鉤 528489点
- (2) 二腕鉤（レストつき） 408378点

M021-2 コンビネーション鉤（1個につき）

1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

- (1) 前歯 220点
- (2) 犬歯・小白歯 237点
- (3) 大白歯 272点

2 鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合

- (1) 前歯 46点
- (2) 犬歯・小白歯 46点
- (3) 大白歯 46点

M023 バー（1個につき）

1 鑄造バー

- (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） 1,273点
- (2) 鑄造用コバルトクロム合金 18点

2 屈曲バー

- 不銹鋼及び特殊鋼 39点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合（1顎につき）

- 1 シリコン系 168点
- 2 アクリル系 100点

官報掲載事項の一部訂正

令和二年八月三十一日(号外第百七十九号)厚生労働省告示第三百四号(特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件)

【原稿誤り】

正	
診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改正し、令和二年九月一日から適用する。ただし、別表の002から006までの改正規定については、同年十月一日から適用する。	
改正前	改正後
別表 VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	別表 VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格
品名	品名
単位	単位
材料価格	材料価格
001 (略)	001 (略)
002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用(J I S 適合品)	002 歯科鑄造用14カラット金合金インレー用(J I S 適合品)
1 g	1 g
4,766円	4,374円
003 歯科鑄造用14カラット金合金 鈎用(J I S 適合品)	003 歯科鑄造用14カラット金合金 鈎用(J I S 適合品)
1 g	1 g
5,050円	4,658円
004 歯科用14カラット金合金鈎用線(金58.33%以上)	004 歯科用14カラット金合金鈎用線(金58.33%以上)
1 g	1 g
5,422円	5,030円
005 歯科用14カラット合金用金ろう(J I S 適合品)	005 歯科用14カラット合金用金ろう(J I S 適合品)
1 g	1 g
4,982円	4,590円
誤	
診療報酬の算定方法(平成二十年厚生労働省告示第五十九号)の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)(平成二十年厚生労働省告示第六十一号)の一部を次の表のように改正し、令和二年九月一日から適用する。ただし、別表の006の改正規定については、同年十月一日から適用する。	
改正前	改正後
別表 VI 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	別表 歯科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格
品名	品名
単位	単位
材料価格	材料価格
001~005 (略)	001~005 (略)